

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の目的

本市は、1992（平成4）年10月10日の体育の日にスポーツ健康都市宣言を行い、「スポーツと健康づくりを通じて、からだと心を鍛え、活力あふれるまちづくりをめざす」という理念を柱に、スポーツの普及・振興を図ってきました。

2005（平成17）年3月には、スポーツ振興法に基づく、スポーツの振興に関する計画として「函館市スポーツ振興計画」を策定し、市民だれもが生涯を通じ、健康を守り、スポーツに親しむことができ、夢と感動に満ちたスポーツの振興を図るため、中長期的な視野に立ったスポーツ振興施策を展開してきました。

この間、ライフスタイルの多様化や高齢社会の進展にともなう、生涯スポーツや健康づくりへの関心の高まりとともに、スポーツを通じた生きがいづくり、地域の活性化、大規模スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致による人的交流など、より多岐にわたる役割がスポーツに求められるようになりました。

このようななか、国においては、2011（平成23）年6月に、日本スポーツの根幹であった「スポーツ振興法」を全部改正した「スポーツ基本法」を制定し、2012（平成24）年3月には、新法に基づくスポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を策定し、我が国における今後のスポーツ推進の基本方針を示したところです。

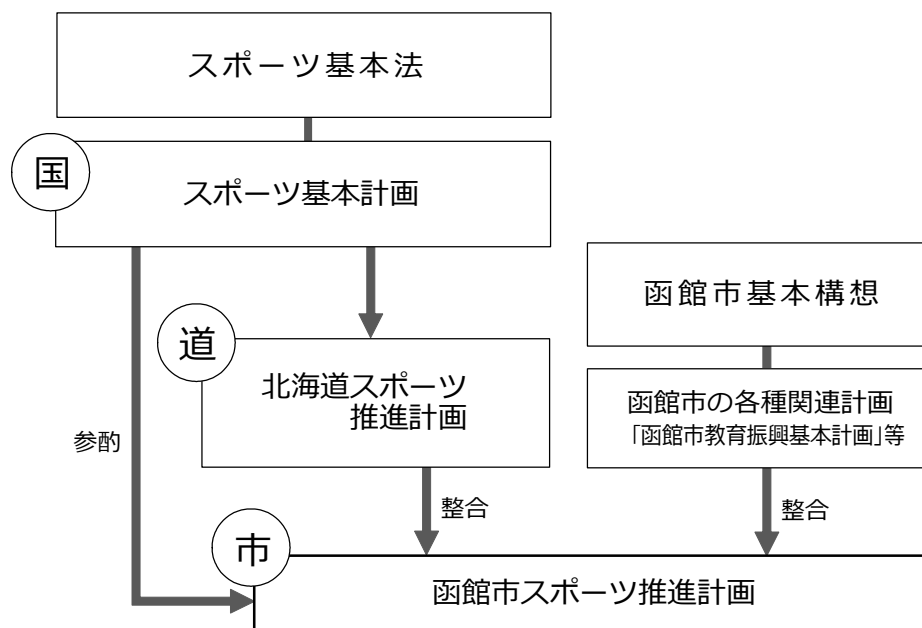
また、北海道においては、2013（平成25）年3月に、前計画である「第二次北海道スポーツ振興計画」を見直し、「北海道スポーツ推進計画」を策定したところです。

今般、本市においても、スポーツを巡る動きや、国や北海道の計画を踏まえて、「函館市スポーツ振興計画」を見直し、今後の函館市のスポーツ推進の基本的な方向性を示す「函館市スポーツ推進計画」を新たに策定します。



第2節 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく地方スポーツ推進計画として位置付け、「函館市基本構想」ならびに「函館市教育振興基本計画」をはじめとする本市の各種関連計画等との整合を図りながら、今後の本市におけるスポーツに関する施策を推進するための計画として策定するものです。



第3節 計画期間

本計画は、2018年度から概ね10年間を計画の期間とします。また、計画の推進状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。